

# 院内感染防止対策指針

## 1、院内感染防止対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止策及び集団感染事例発生時の適切な対応など当院における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。院内感染防止対策を全従業員が把握し、病院の理念に則った医療が提供できるよう、本指針を作成する。

## 2、院内感染防止対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染防止対策は、医療機関においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、手厚い医療的なケアを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの方針に立ち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「標準予防策」の観点に基づいた医療行為及び感染経路別予防策を実施する。また、個別および病院内外の感染症情報を広く共有して院内感染の危険および発生に対して迅速に対応することを目指す。

院内感染が発生した事例については、速やかに状況を把握するとともに評価を行い、事例を発生させた感染対策システム上の不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、これを改善していく。

## 3、院内感染防止対策のための委員会や感染制御チームに関する事項

当院の感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、院内感染防止対策委員会(Infection Control Committee : ICC)を設置する。院内感染防止対策委員会は、病院長を委員長とする各部署の責任者で構成し、毎月第2火曜日に開催するとともに、重大な問題が発生した場合には適宜開催する。

また、院内感染防止対策に係る管理を行う部門として感染制御チーム(Infection Control Team : ICT)を置く。感染制御チーム(ICT)は、病院長直接的管理下にある日常業務実践チームであり、病院長が一定の権限を委譲し、同時に業務を課し、組織横断的に活動する。

感染制御チームには、専任の感染管理担当医師および専任の看護師、薬剤師、臨床検査技師を配置し、すべての職員に対しての組織的な対応と教育・啓発活動を行う。

さらに、院内感染防止対策を効率的かつ迅速に運営するための実行メンバーとして病棟、外来にリンクナースを感染防止対策担当者として配置し、院内感染防止対策の指導的管理の役割を果たす。

院内感染防止対策委員会・感染制御チーム(ICT)・リンクナースの業務、組織、運営については、「院内感染防止対策委員会規程」「感染制御チーム(ICT)規程」「リンクナース規程」に定める。

#### 4、院内感染防止対策に関する職員研修についての基本方針

職員教育は、病院全体に共通する院内感染に関わる内容について、年2回以上全職員を対象に開催し、同じ内容の研修を複数回行うなど受講機会の拡大に努める。必要に応じて、各部署、職種ごとの研修についても随時開催する。なお、開催した内容については記録に残す。

#### 5、感染症の発生状況報告に関する基本方針

感染制御チームは、検査科から届け出が必要な感染症患者または注意すべき感染症が発生した場合は報告を受け、発生部署に対し感染防止について指導する。発生部署は院内感染菌対象報告書を院内感染防止対策委員長へ提出する。また、感染症法に則り保健所に届け出る必要がある場合には、これを指導する。さらに、検査科から微生物検査に係る状況を記した感染情報レポートの報告を受け、サーベイランス（中心静脈カテーテル関連血流感染、尿路感染、人工呼吸器関連肺炎など）を可能な限り実施すると同時に、毎月職員に周知する。

#### 6、アウトブレイク発生時の対応に関する基本方針

感染制御チームの長は、感染制御チームを招集し、アウトブレイク発生部署の職員や検査科からの報告に基づき、感染経路の特定と原因究明、感染防止の具体的な対応策を検討し病院長へ上申し、感染制御チームが感染制御に必要な対応策を実行する。病院長は、院内感染防止対策委員会を開催し感染制御に必要な対策を決済する。また感染対策加算連携医療機関に報告し、指導・助言を基に感染拡大防止に努める。

#### 7、新興感染症発生時の対応に関する基本方針

日本国内で新興感染症が発生した場合には行政の要請に基づき、速やかに発熱外来を開設し対応できる体制を組む。また日常より地域全体における感染対策の向上に積極的に取り組み、感染防止対策に関しての研修実施など地域の医療機関・介護施設との連携強化に努める。

#### 8、院内感染防止対策推進のために必要な基本方針

職員は、自らが感染源とならないために、健康管理に留意する。また院内感染防止のため、職員は「院内感染防止対策マニュアル」を遵守する。また、「院内感染防止対策マニュアル」は定期的に見直し、周知徹底する。

#### 9、その他

職員は、感染防止対策上の疑義が出た場合、委員会に意見を求めることができる。職員はその職務に関して知り得た事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のものは委員会及び病院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。

#### 10、患者等に対する本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、当院ホームページにおいて、患者または家族が閲覧できるようにする。患者や家族へは疾病の説明とともに、感染防止の意義および基本についても説明し、理解を

得た上で協力を求める。

附則) 本指針は、2009年1月25日より実施する。

2009年	1月25日	作成	院内感染防止対策委員会
2011年	12月	1日	一部改定
2012年	4月	1日	一部改定
2012年	9月	1日	一部改定
2015年	5月	1日	一部改定
2018年	2月	13日	一部改定
2019年	7月	9日	内容確認
2020年	4月	14日	内容確認
2021年	6月	8日	内容確認
2022年	4月	12日	内容確認
2023年	4月	11日	内容確認
2024年	4月	9日	一部改定